

## 電子帳簿等保存制度の見直し ～令和5年度税制改正の大綱～

令和5年度税制改正の大綱では、電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引）の取引情報に係るデータや法人税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続きについて、次のとおり見直しが行われます。

### 電子取引の取引情報に係るデータの保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、小規模事業者に対して、以下の見直しが行われます。

#### 【現行制度】

##### （検索機能の確保）

- (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索の条件として設定することができること。
- (2) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記(2)及び(3)の要件が不要（「(1)日付、金額、取引先」で検索できる必要あり）、さらに「売上高 1,000 万円以下」である事業者は、全ての検索機能が不要。

##### （電子取引データの電子保存）

2022年1月～2023年12月までは宥恕期間とし、2024年1月から完全義務化。

#### 【令和5年度 税制改正の大綱（概要：電子取引）】

##### 売上高 5,000 万円以下の事業者は検索要件が不要に

##### （検索機能の確保）

ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。

- (1) 売上高 5,000 万円以下（現行：1,000 万円以下）の保存義務者
- (2) 電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

##### 2024年1月以降も電子取引の出力書面（紙）保存が可能に

##### （電子取引データの電子保存）

2024年1月以降、所轄税務署長が、電子取引データの電子保存要件に従って保存をすることができなかったことについて「相当の理由」があると認められた事業者は、電子取引データの出力書面（紙）での保存を認める。

ただし、電子取引データのダウンロードの求め及び当該電子取引データの出力書面の提示又は提出に応じることができるようにしておく必要がある。（現行の宥恕措置は適用期限の到来をもって廃止する。）

## 優良な電子帳簿の範囲を明確化

優良な電子帳簿（要件を満たす場合、修正申告等に係る過少申告加算税が5%軽減）について、「優良な電子帳簿の範囲」が明確化されます。

### 【現行制度】

（優良な電子帳簿の要件）

(1) 優良な電子帳簿の範囲：一定の国税関係帳簿について、「優良な電子帳簿の保存要件」を満たして、電磁的記録の備え付け及び保存を行っていること。

◆ 「一定の国税関係帳簿」：仕訳帳、総勘定元帳、**その他必要な帳簿（全て）**

(2) 優良な電子帳簿の保存要件

- ①訂正・削除履歴の確保 ②相互関連性の確保
- ③システム関係書類の備付け
- ④見読可能性の確保 ⑤検索機能の確保

税法上保存が必要とされている全ての帳簿について要件を満たす必要あり

(3) 本特例の適用を受ける旨等を記載した「届出書」をあらかじめ所轄税務署長に提出していること。

## 「優良な電子帳簿の範囲」を明確化

### 【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

（優良な電子帳簿の範囲）

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」という。）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

- ① 仕訳帳
  - ② 総勘定元帳
  - ③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、二に掲げる事項を除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
    - イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項
    - ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）
    - ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債務に関する事項
    - ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項
    - ホ 減価償却資産に関する事項
    - ヘ 繰延資産に関する事項
    - ト 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。）その他収入に関する事項
    - チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項
- （注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

## スキャナ保存制度の見直し

国税関係書類に係るスキャナ保存要件について、以下の見直しが行われます。

### 【現行制度】

- (1) 解像度、階調情報及び大きさ情報を保存する  
解像度 200dpi 相当以上、階調 256 階調（カラー画像、一般書類はグレースケール画像でも可）。
- (2) 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報が確認可能  
国税関係書類を登録した人、またはその者を管理する人に関する情報を確認可能とする。
- (3) 相互関連性が確認可能  
国税関係書類とそれに対応する帳簿との間で、相互にその関連性を確認可能とする。

### 「スキャナ保存」の要件の見直し

#### 【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

#### （スキャナ保存要件）

- (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。
  - ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。
  - ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。
  - ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の**重要書類※**に限定する。

（注）上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

#### （重要書類）

資金や物の流れに直結・連動する書類として、電子帳簿保存法第4条第3項に規定する国税関係書類のうち、平成17年国税庁告示第4号で定義されている書類（一般書類）以外の書類

- ・ 契約書、領収書
- ・ 預り証、借用証書、預金通帳、小切手、約束手形、有価証券受渡計算書、社債申込書、契約の申込書（定型的約款無し）、請求書、納品書、送り状、輸出証明書

#### （一般書類）

資金や物の流れに直結・連動しない書類として、規則第2条第7項に規定する国税庁長官が定めるもの。

- ・ 検収書、入庫報告書、貨物受領証、見積書、注文書、契約の申込書（定型的約款有り）

〔引用参考文献〕

- ・ 令和5年度税制改正の大綱

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)

ご相談などございましたら、下記宛メール或いは GTM の担当者にお申し出ください。  
〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp